

赤色：あなたが記入する部分

青色：解説している部分（記入不要）

別記様式第三（第2条第3項関係）

事業所が岩国市に所在する場合は、岩国市長

和木町に所在する場合は、和木町長宛てとなります。

南海トラフ地震防災規程送付書（記入例 防災管理用）

岩国市長又は和木町長  
〇 〇 〇 〇 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 岩国市△△町△丁目△△番△号

〇〇医療法人 〇〇総合病院

氏名 病院長 〇 〇 〇 〇 印

該当しない文字を横線で消す。

作成

南海トラフ地震防災規程を したので、南海トラフ地震に係る地震防災対  
~~変更~~

策の推進に関する特別措置法第8条第2項の規定により届け出ます。

施設又は事業の名称

〇〇医療法人 〇〇総合病院

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する  
特別措置法第8条第1項第〇号該当）

施設の場合にあって  
は当該施設の所在地

岩国市〇〇町〇丁目〇〇番〇号

※ 注記

次頁の 1 から 9 に該当  
する番号を記入する。

施設又は事業の概要

病院

消防計画書に添付する  
場合は、2 に該当

連絡先

住所

岩国市〇〇町〇丁目〇〇番〇号

担当の  
名称

△ △ △ △

電 話 号  
番 号

〇〇-〇〇〇〇

備考 1 用紙は、日本工業規格A4とする。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

※注記：この頁は、南海トラフ地震防災規程送付書「施設又は事業の名称」欄( )内の番号を説明する頁です。この頁のプリント及び提出は不要です。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条第1項第※号該当)

下記の法第8条の1から9に該当する番号を記入する。  
消防計画書に添付する場合は、2と記入する。

## 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

### 第8条

前条第1項又は第2項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第1項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「南海トラフ地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

- 1 大規模地震対策特別措置法第2条第12号に規定する地震防災応急計画（同法第8条第1項の規定により同号に規定する地震防災応急計画とみなされるものを含む。）
- 2 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項若しくは第8条の2第1項（これらの規定を同法第36条第1項において準用する場合を含む。）に規定する消防計画又は同法第14条の2第1項に規定する予防規程
- 3 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第28条第1項に規定する危害予防規程
- 4 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第26条第1項に規定する危害予防規程
- 5 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第30条第1項（同法第37条の7第3項第37条の8及び第37条の10において準用する場合を含む。）に規定する保安規程
- 6 電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項に規定する保安規程
- 7 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第27条第1項に規定する保安規程
- 8 石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程
- 9 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

## 南海トラフ地震【~~予防規程~~、防災規程】（作成例 防災管理用）

### （目的）

該当しない文字を横線で消す。

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### （組織）

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- (1) 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- (2) 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

### （隊長等の権限及び業務）

第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- (2) 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- (3) 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
- (4) 顧客等の避難完了後、従業員を建物南側駐車場に集合させ避難させること。
- (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

具体的な集合場所を記載する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

### （従業員の責務）

第4条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

### （情報収集連絡班の業務）

第5条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- (2) 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。
- (3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

施設内の避難誘導班の配置、施設内から集合場所への経路を記載した図を作成する。

集合場所から避難場所への経路を記載した地図を作成する。

(避難誘導班の業務)

第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに【別図第1】の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図【別図第2】の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- (2) 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
- (3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- (4) 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

該当しない文字を横線で消す。

(その他不測の事態)

第7条 隊長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この南海トラフ地震【~~予防規程~~・~~防災規程~~】どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの南海トラフ地震【~~予防規程~~・~~防災規程~~】どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

該当しない文字を横線で消す。

該当しない文字を横線で消す。

(訓練)

第8条 隊長【~~防火管理者~~・~~防災管理者~~】が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

該当しない文字を横線で消す。

(教育)

第9条 隊長【~~防火管理者~~・~~防災管理者~~】が従業員等に対して行う教育は次による。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

該当しない文字を横線で消す。

(広報)

第10条 隊長【~~防火管理者~~・~~防災管理者~~】が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 正確な情報入手の方法

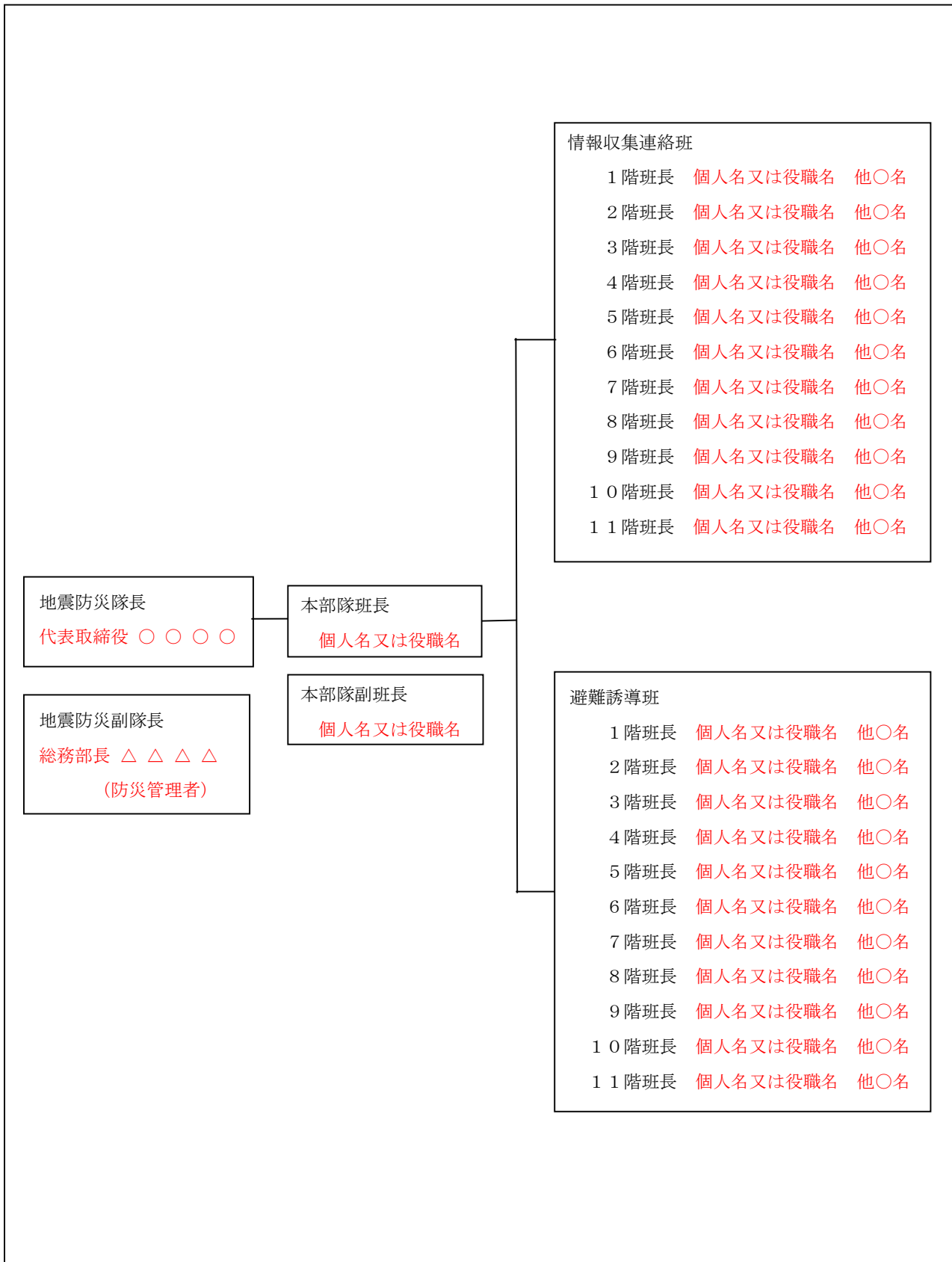
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (5) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

#### 注記

- ※1 この**作成例**は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではありません。事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば規定して下さい。
- ※2 【 】印内の文字については、該当しない文字を横線で消すか、該当しない文字を削除して下さい。
- ※3 第2条で規定する地震防災隊の組織は、地震発災時の円滑な応急対応を考慮すると、既存の消防計画書に定める組織（火災予防のための組織）を用いた方が望ましいです。
- ※4 予防規程の作成に当たっては、危険物の規制に関する規則第60条の2第1項第11号の2の規定に基づき発出している「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について」（平成24年8月21日付け消防危第197号）において、地震が発生した場合に加え、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する予防規程に盛り込むべき事項を取りまとめていることから、当該通知との整合性に留意して下さい。

【別表第 1】

地震防災隊組織表



【別表第 2】

地震防災隊活動要領

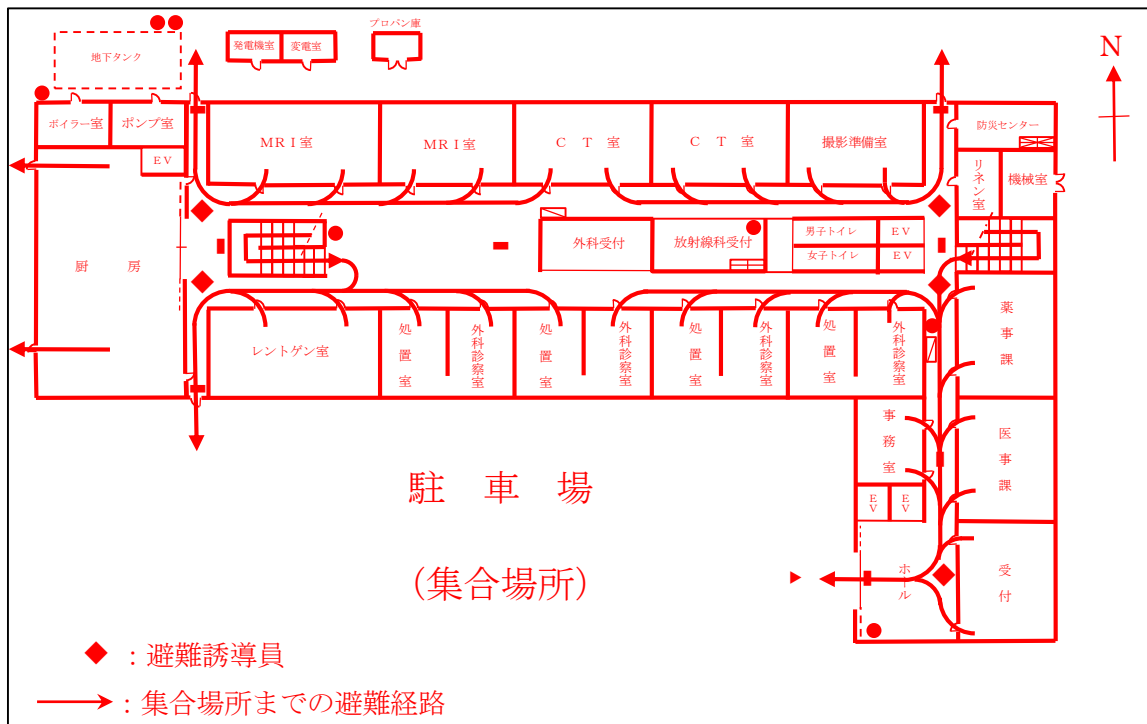
担当区分	任 務 内 容
地震防災隊長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたること。</li> <li>2 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。</li> <li>3 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたること。</li> <li>4 従業員を集合させ避難させること。</li> <li>5 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。</li> </ol>
情報収集連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告すること。</li> <li>2 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を顧客、その他の従業員に伝えること。</li> <li>3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。</li> </ol>
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第 1 の位置につき、建物内の避難経路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図（別図第 2）の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。</li> <li>2 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。</li> <li>3 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。</li> <li>4 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。</li> </ol>

※ 平面図は作成例として赤線で記入していますが、あなたが記入する場合は、避難経路のみ赤線で記入して下さい。

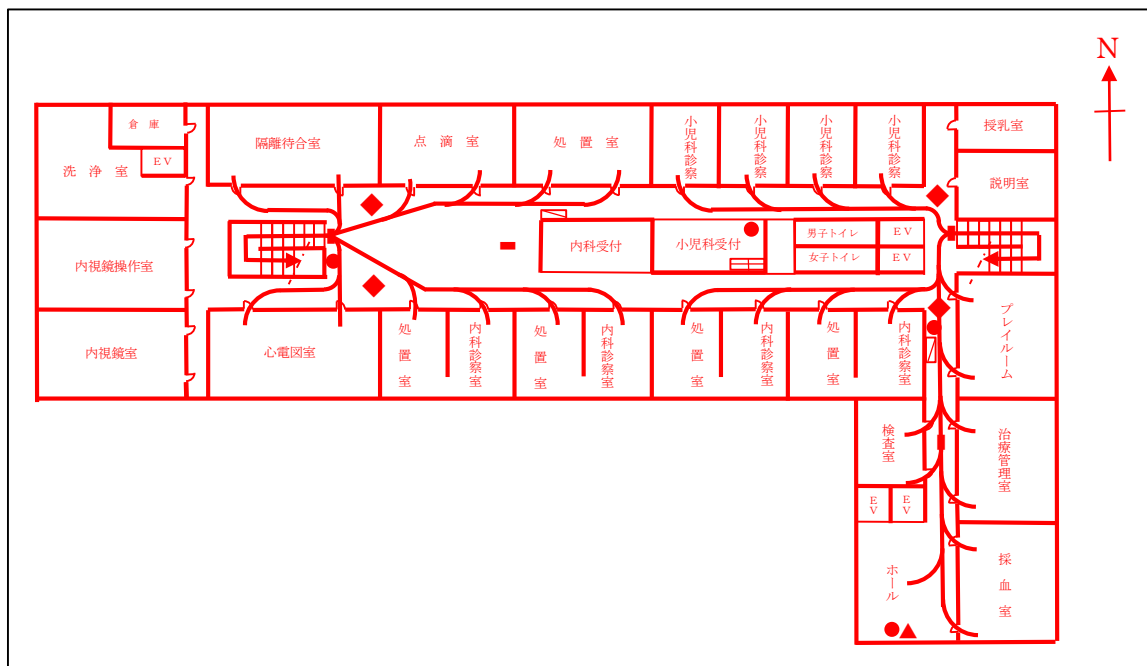
【別図第1】（施設内の避難誘導員の配置及び集合場所への経路図）

- 1 施設内の避難誘導員の配置位置及び集合場所までの避難経路を記した図を作成して下さい。
- 2 集合場所までの避難経路を赤色で線引きして下さい。

※ 「防火管理に係る消防計画」に添付する【別図1】又は「防火・防災管理に係る消防計画」に添付する【別図2】に避難誘導員の配置を追記すれば本防災規程の【別図第1】に流用できるものとする。

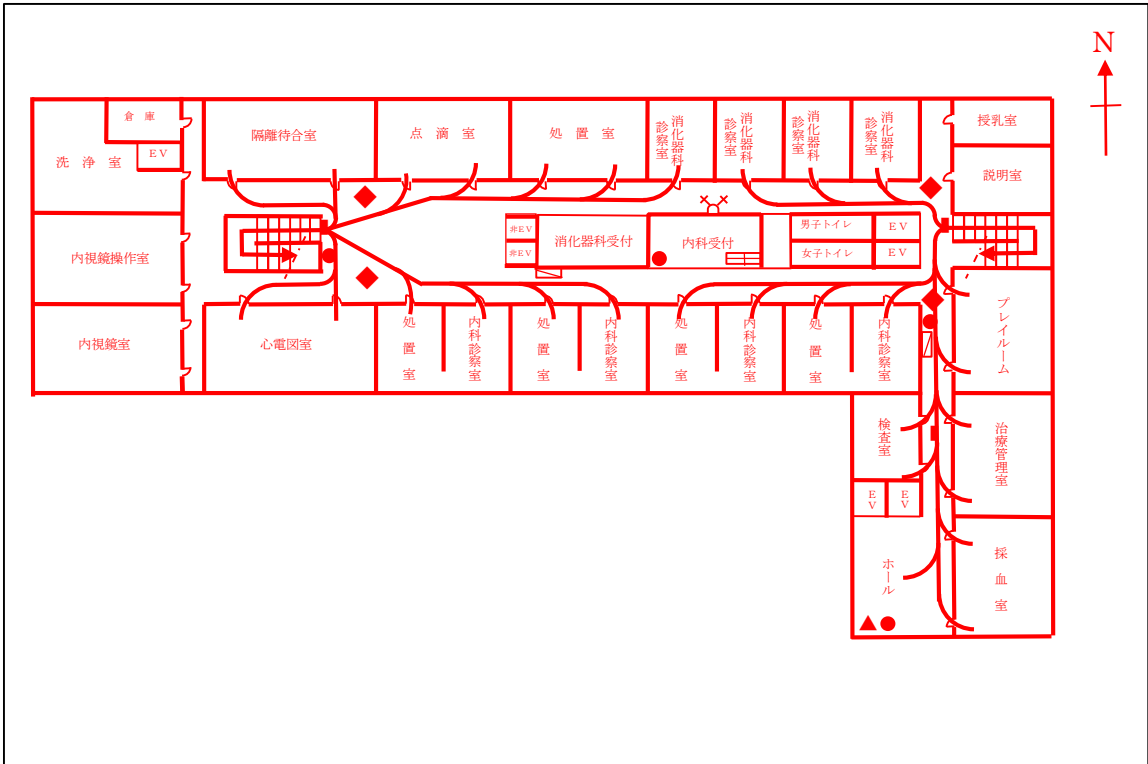


1階平面

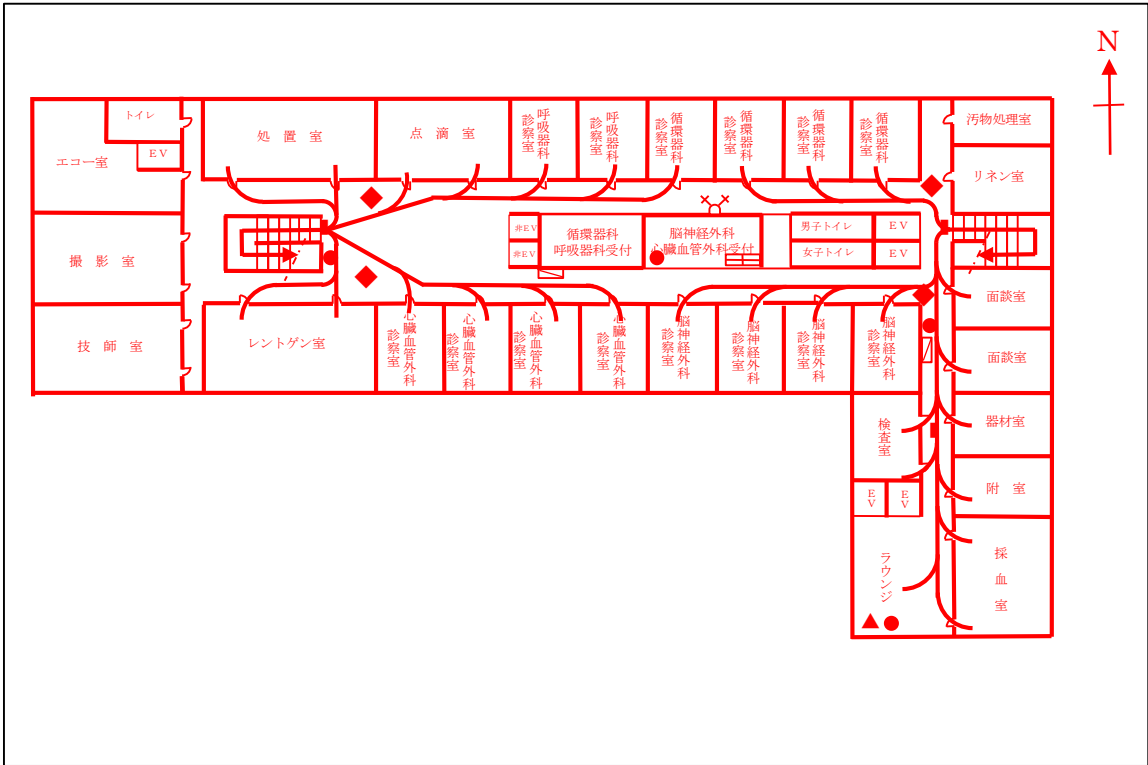


2階平面図

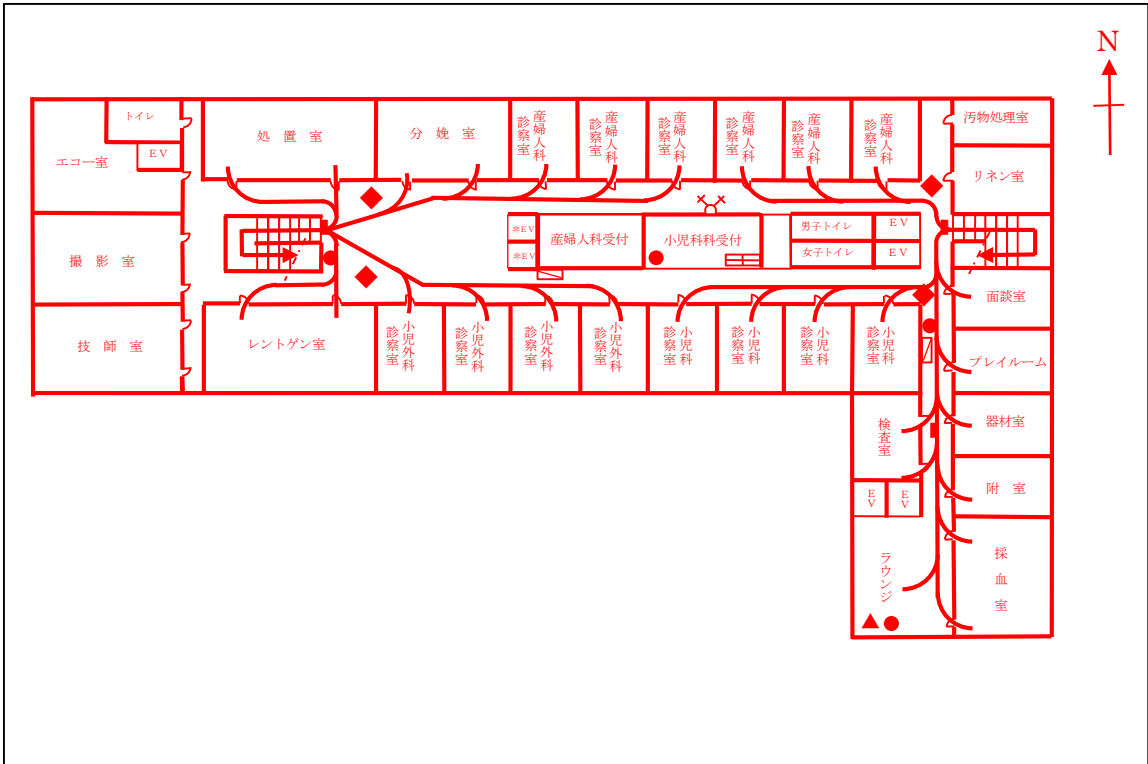




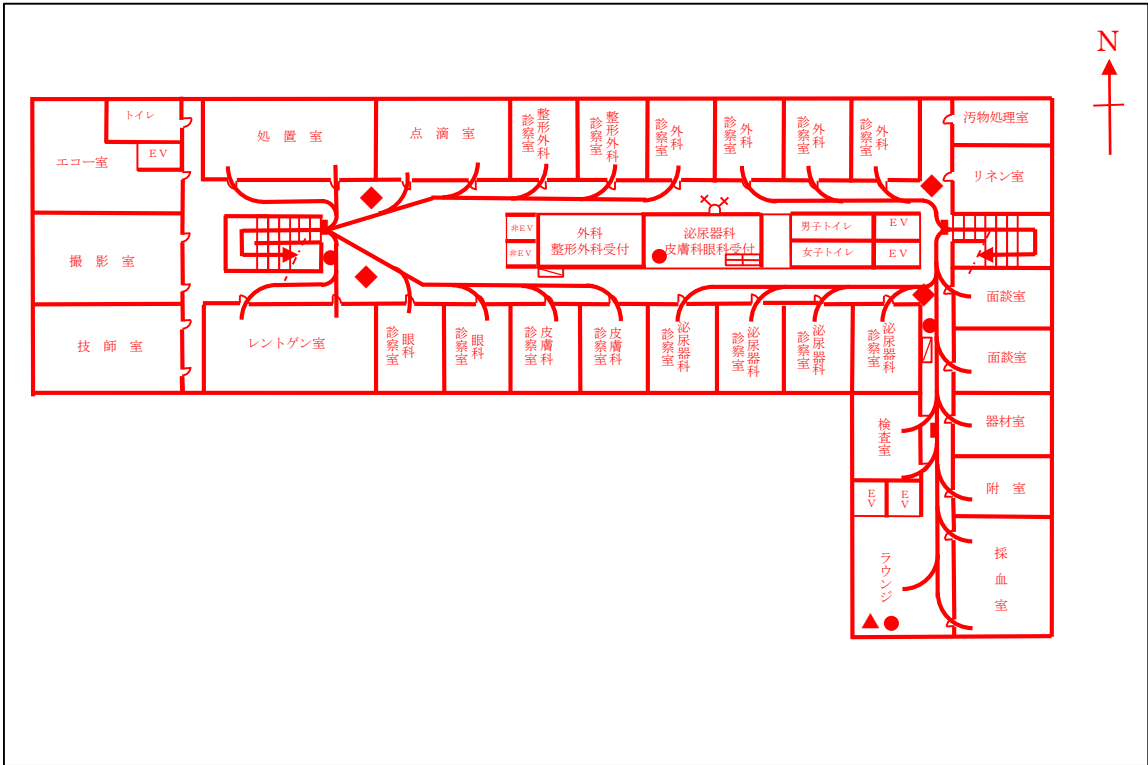
3階平面図



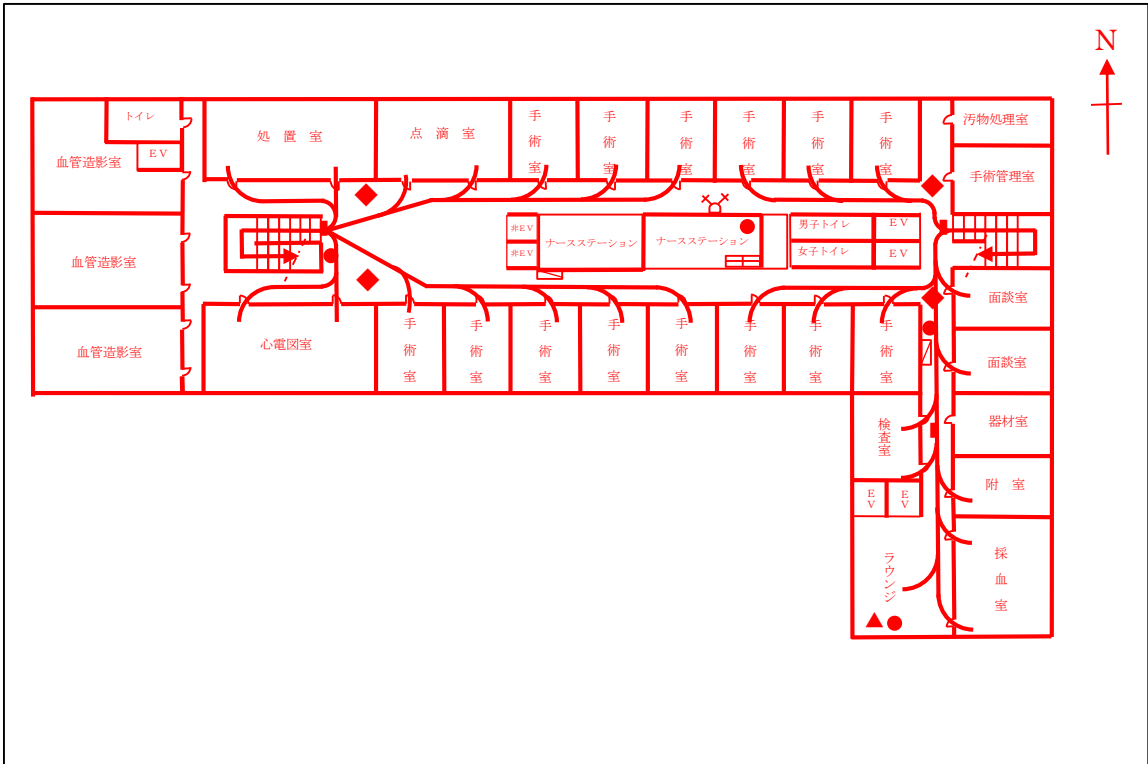
4階平面図



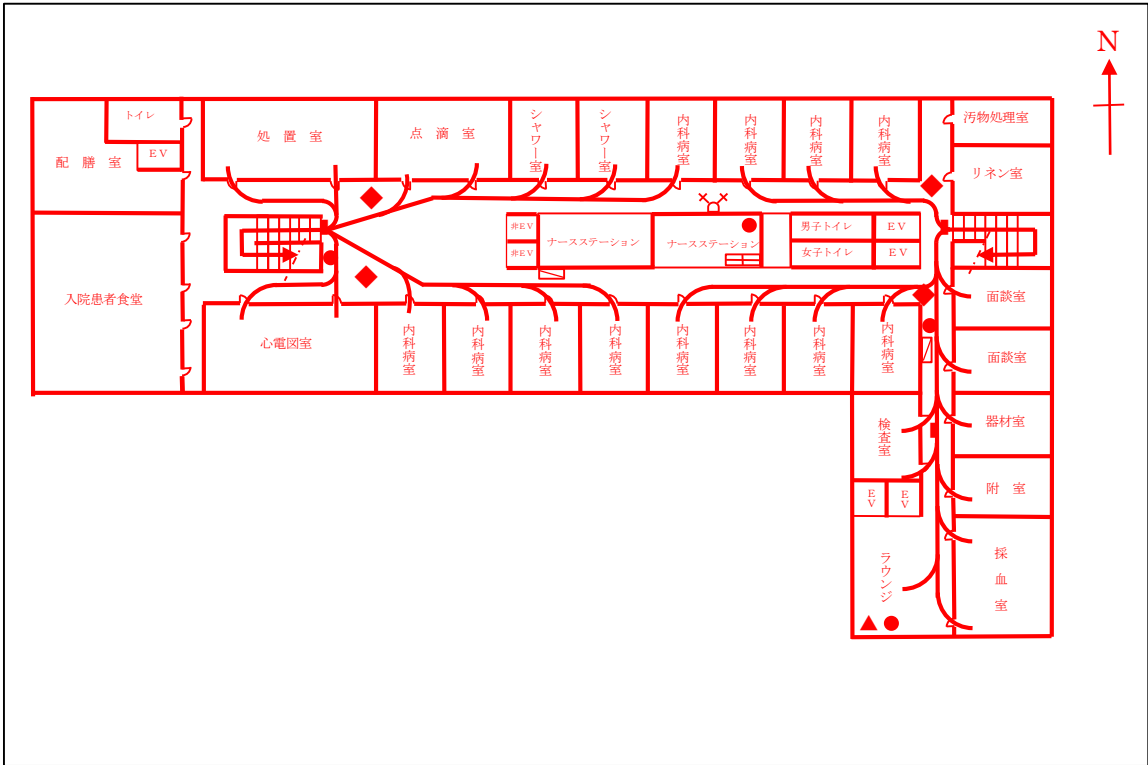
5階平面図



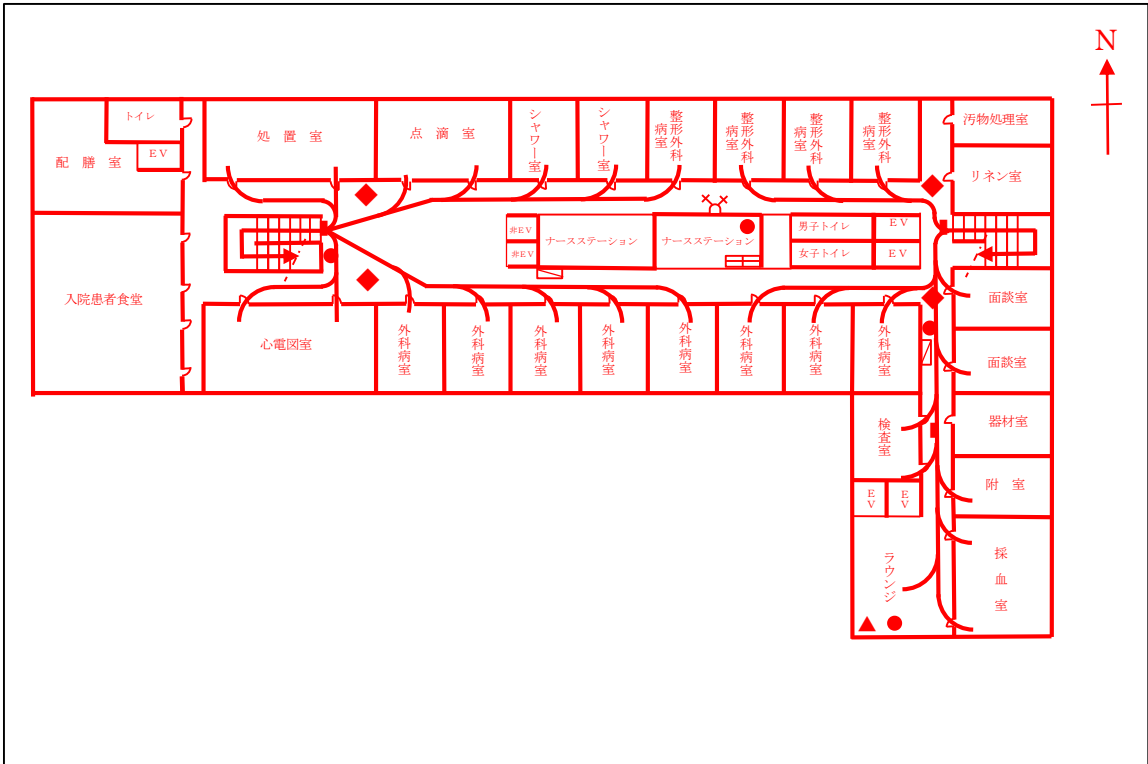
6階平面図



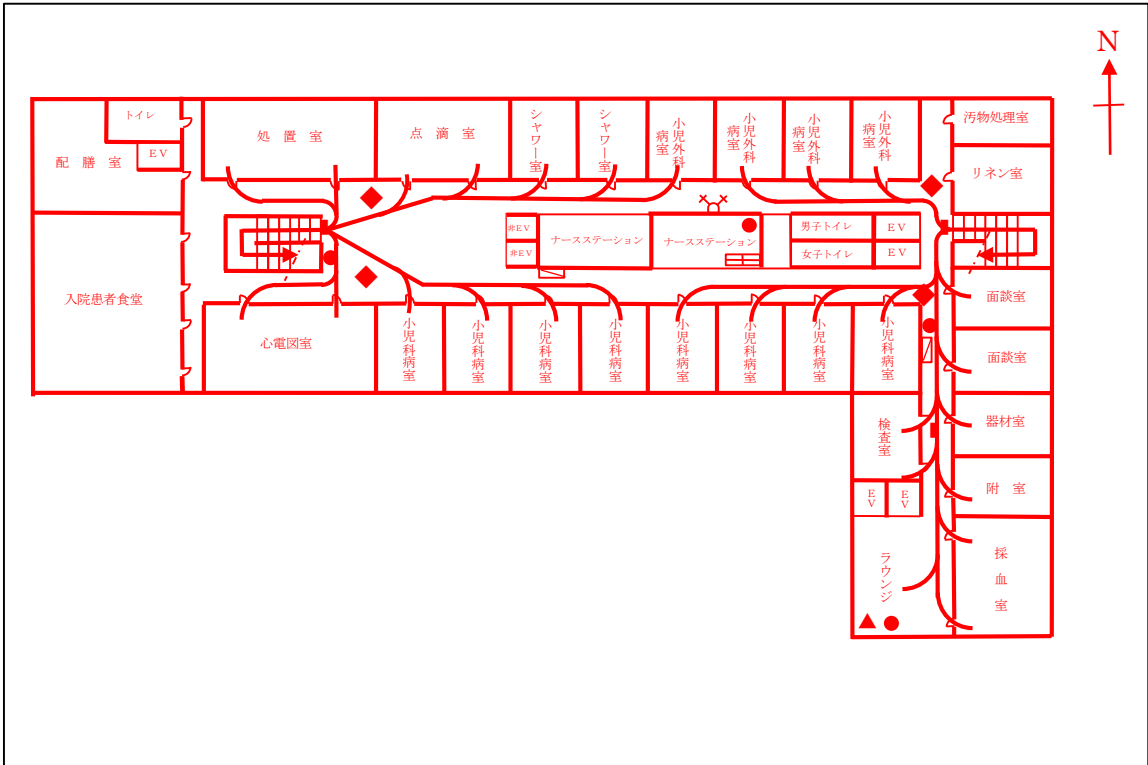
7階平面図



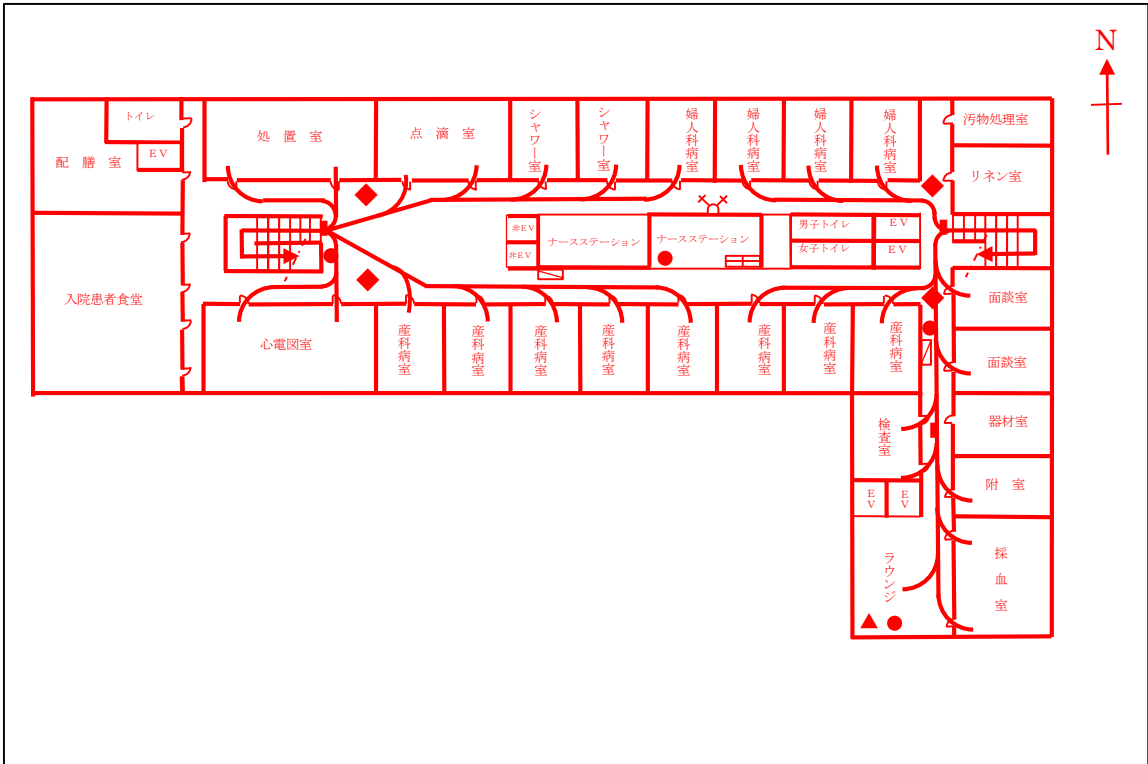
8階平面図



9階平面図



10階平面図



1 1階平面図

※ 避難経路のみ赤線で記入すること。

**【別図第2】（集合場所から避難場所への避難経路図）**

- 1 施設の集合場所から避難場所までの地図を作成して下さい。
- 2 避難場所までの避難経路を赤色で線引きして下さい。

※ 避難場所は、できる限り浸水区域外で市町が指定する津波に対応した指定緊急避難場所とすること。  
ただし、危険が切迫している場合は、選択した避難場所に関わらず、浸水区域内であっても高台や頑丈な建物の3階以上に避難しても良いものとする。

※ 避難経路のみ赤線で記入すること。

